

令和5年第1回

西予市議会定例会議案

令和5年2月
西予市

目 次

| 議案番号 | 件 名 | ページ |
|--------|---|-----|
| 議案第3号 | 財産の無償譲渡について | 1 |
| 議案第4号 | 財産の無償貸付について | 7 |
| 議案第5号 | 財産の無償貸付について | 9 |
| 議案第6号 | 財産の無償貸付について | 11 |
| 議案第7号 | 財産の無償貸付について | 13 |
| 議案第8号 | 西予市個人情報保護法施行条例制定について | 15 |
| 議案第9号 | 西予市個人情報保護審査会条例制定について | 20 |
| 議案第10号 | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について | 24 |
| 議案第11号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 26 |
| 議案第12号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 28 |
| 議案第13号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 30 |
| 議案第14号 | 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について | 32 |
| 議案第15号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 35 |
| 議案第16号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 38 |
| 議案第17号 | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 41 |
| 議案第18号 | 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について | 43 |
| 議案第19号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 45 |
| 議案第20号 | 西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について | 47 |
| 議案第21号 | 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について | 49 |
| 議案第22号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | 51 |
| 議案第23号 | 市道路線の認定について | 54 |
| 議案第24号 | 西予市営土地改良事業の施行について | 55 |
| 議案第25号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について | 58 |
| 議案第26号 | 令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号) | 別冊 |

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|--------|---------------------------------|-----|
| 議案第27号 | 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 別冊 |
| 議案第28号 | 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 別冊 |
| 議案第29号 | 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 別冊 |
| 議案第30号 | 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | 別冊 |
| 議案第31号 | 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第4号) | 別冊 |
| 議案第32号 | 令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号) | 別冊 |
| 議案第33号 | 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第3号) | 別冊 |
| 議案第34号 | 令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) | 別冊 |
| 議案第35号 | 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) | 別冊 |
| 議案第36号 | 令和5年度西予市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第37号 | 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第38号 | 令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第39号 | 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第40号 | 令和5年度西予市介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第41号 | 令和5年度西予市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第42号 | 令和5年度西予市簡易水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第43号 | 令和5年度西予市下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第44号 | 令和5年度西予市病院事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第45号 | 令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | 別冊 |

議案第3号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の名称 | 野村ダムロッジ |
| 2 | 財産の所在 | 西予市野村町野村17号64番地1外 |
| 3 | 財産の種類等 | 別紙のとおり |
| 4 | 譲渡の相手方 | 西予市宇和町明間3018番地2 フィッシングつくる 代表 庄司 博昭 |
| 5 | 譲渡の期日 | 令和5年4月1日 |

提案理由

平成30年7月豪雨災害で被災した野村ダムロッジを、民間の地域経済の活性化及び人口交流の拡大計画の拠点として有効活用するため、無償譲渡するものである。

別紙

(1) 建物

| 所 在 | 種 類 | 種類 | 構造 | 建物面積 (㎡) |
|-----------------------------|--------------|------|----|-------------|
| 西予市野村町野 村17号64番地 1 及び | 野村ダムロッジ (朝霧) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ (利助) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ (桂川) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| 西予市野村町野 村17号65番地 5 | 野村ダムロッジ (乙姫) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ調理棟 | 調理棟 | 木造 | 7.48 |
| | 野村ダムロッジ屋外トイレ | トイレ棟 | 木造 | 7.29 |

(2) 附属する設備 一式

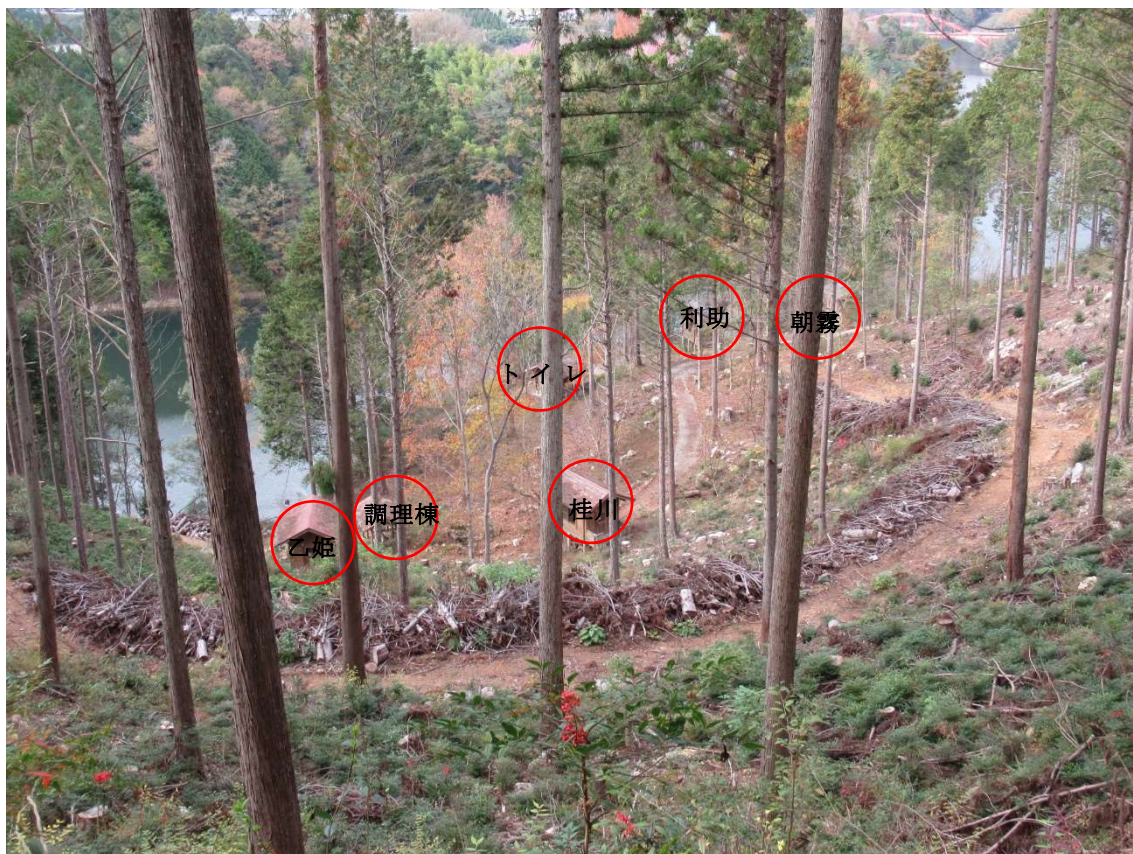
1 位置図



2 航空写真



3 設置の設置状況



野村ダムロッジ東側（利助、朝霧）



野村ダムロジ西側（桂川、乙姫）



野村ダムロジ中央（⑤調理棟・⑥トイレ）



4 施設の概要

(1) 建物

| 所在 | 種類 | 種類 | 構造 | 建物面積 (m ²) |
|-----------------------------|--------------|------|----|---------------------------|
| 西予市野村町野村 17号64番地 1 及び | 野村ダムロッジ (朝霧) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ (利助) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ (桂川) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| 西予市野村町野村 17号65番地 5 | 野村ダムロッジ (乙姫) | 宿泊棟 | 木造 | 12.96 |
| | 野村ダムロッジ調理棟 | 調理棟 | 木造 | 7.48 |
| | 野村ダムロッジ屋外トイレ | トイレ棟 | 木造 | 7.29 |

(2) 附属する設備 一式

(3) 施設の配置



議案第4号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

1 貸付する財産の表示

| | |
|-----------|-----------------|
| 種 類 | 建物 |
| 名 称 | 旧高山歯科診療所 |
| 所 在 | 西予市明浜町高山甲3656番地 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 貸付面積 | 165.69平方メートル |
| 附属する設備・備品 | 一式 |

2 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

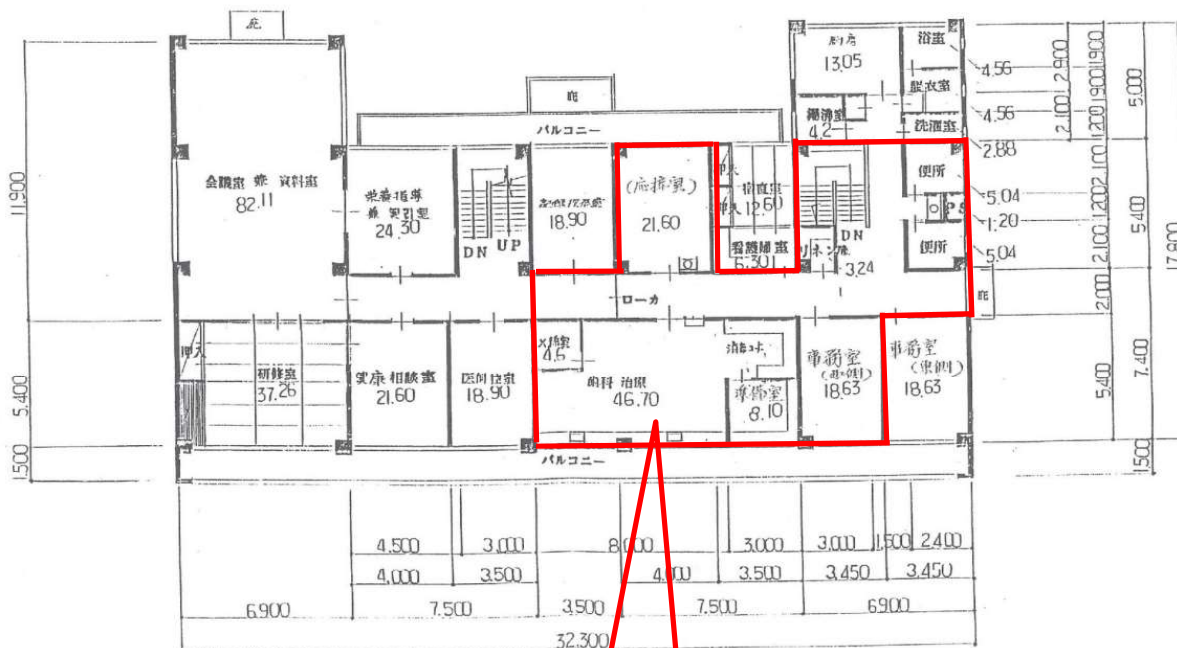
3 貸付目的 歯科診療所施設として利用するため

4 貸付の相手方 西予市宇和町卯之町二丁目521番地
浅野 一郎

提案理由

西予市明浜町における地域歯科医療の確保のため、歯科診療所施設の用に供することを目的として、旧高山歯科診療所の一部を無償貸付するものである。

旧高山歯科診療所 平面図・面積計算表



明浜町健康管理センター新築及び
高山診療所並びに医師住宅改築工事
株式会社浪速設計事務所

貸付建物（面積 165.69㎡）

議案第 5 号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

記

1 貸付する財産の表示

| | |
|-----------|------------------|
| 種 類 | 建物 |
| 名 称 | 旧蔵貫診療所 |
| 所 在 | 西予市三瓶町蔵貫浦674番地 1 |
| 構 造 | 木造平屋建 |
| 貸付面積 | 148.91平方メートル |
| 附属する設備・備品 | 一式 |

2 貸付期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日

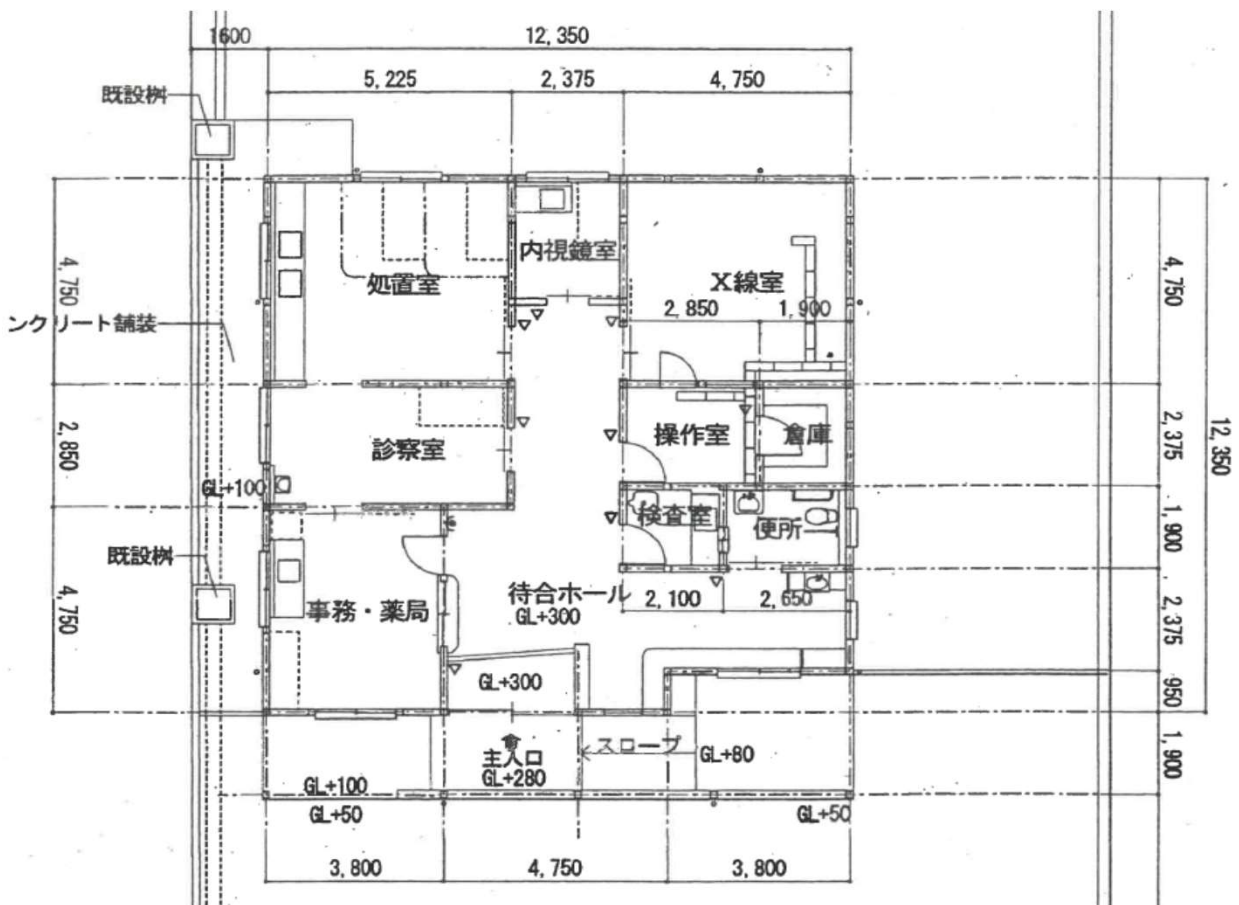
3 貸付目的 診療所施設として利用するため

4 貸付の相手方 西予市三瓶町津布理192番地
樋口 敏

提案理由

西予市三瓶町における地域医療の確保のため、診療所施設の用に供することを目的として、旧蔵貫診療所を無償貸付するものである。

旧蔵貫診療所 平面図・面積計算表



| 室名 | 面積(m ²) | 計算式 | | 面積(m ²) |
|----------|---------------------|-----------|-----------|------------------------------|
| 診察室 | 14.89 | 5.225 m × | 2.850 m = | 14.891 m ² |
| 処置室 | 24.82 | 5.225 m × | 4.75 m = | 24.819 m ² |
| 内視鏡室 | 6.77 | 2.375 m × | 2.85 m = | 6.769 m ² |
| X線室 | 22.56 | 4.75 m × | 4.75 m = | 22.563 m ² |
| 操作室 | 6.77 | 2.85 m × | 2.375 m = | 6.769 m ² |
| 倉庫 | 4.51 | 1.9 m × | 2.375 m = | 4.513 m ² |
| 検査室 | 3.99 | 2.1 m × | 1.9 m = | 3.990 m ² |
| 事務・薬局 | 18.05 | 3.8 m × | 4.75 m = | 18.050 m ² |
| 待合室 | 9.03 | 3.8 m × | 2.375 m = | 9.025 m ² |
| | 15.79 | 4.75 m × | 3.325 m = | 15.794 m ² |
| トイレ | 5.04 | 2.65 m × | 1.9 m = | 5.035 m ² |
| 廊下 | 14.67 | 2.375 m × | 6.175 m = | 14.666 m ² |
| | 2.03 | 1.43 m × | 1.425 m = | 2.031 m ² |
| 計 | 148.91 | | | 148.913 m² |

議案第6号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

1 貸付する財産の表示

| | |
|-----------|------------------|
| 種 類 | 建物 |
| 名 称 | 旧皆江診療所 |
| 所 在 | 西予市三瓶町皆江1856番地28 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 貸付面積 | 213.03平方メートル |
| 附属する設備・備品 | 一式 |

2 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

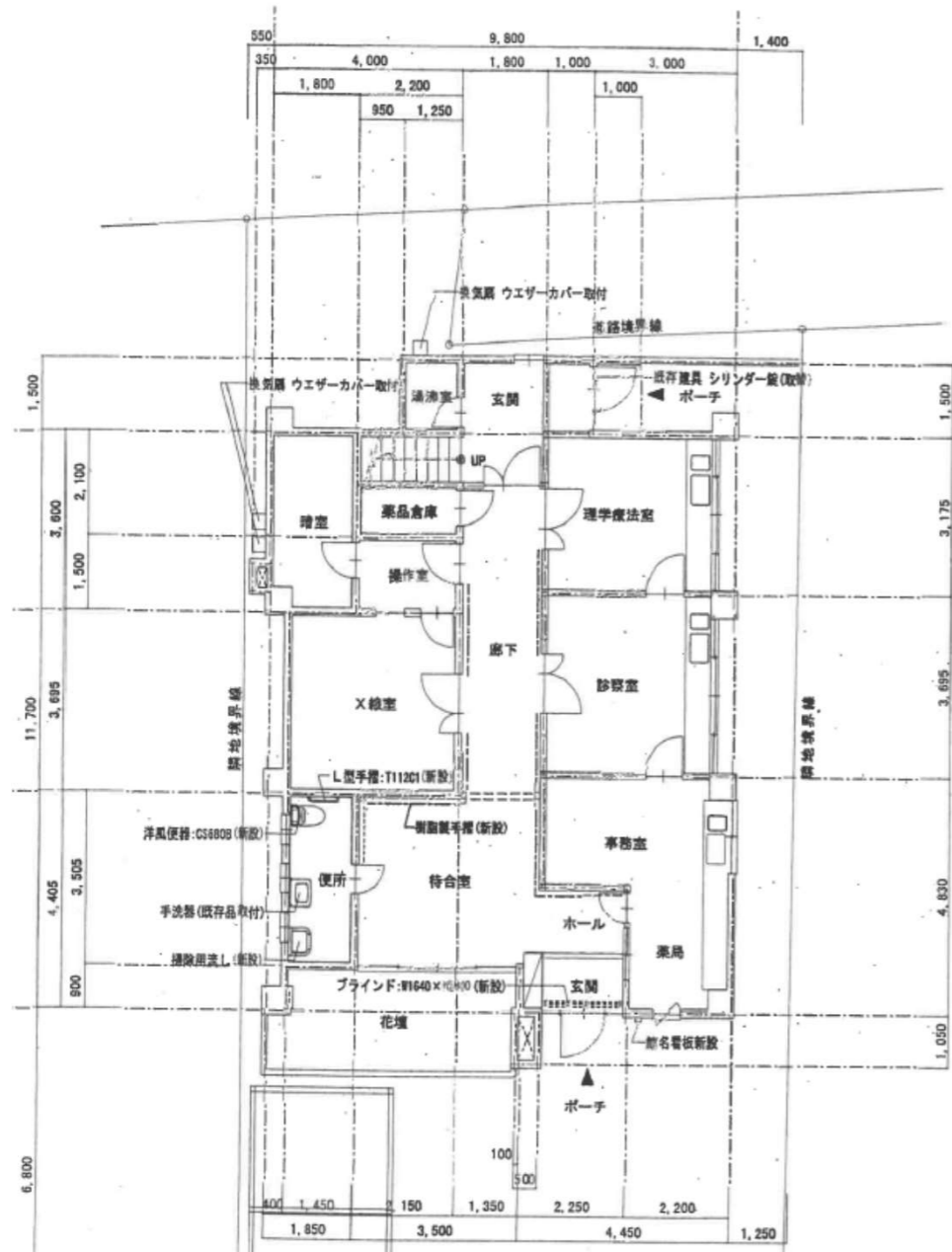
3 貸付目的 診療所施設として利用するため

4 貸付の相手方 西予市三瓶町津布理192番地
樋口 敏

提案理由

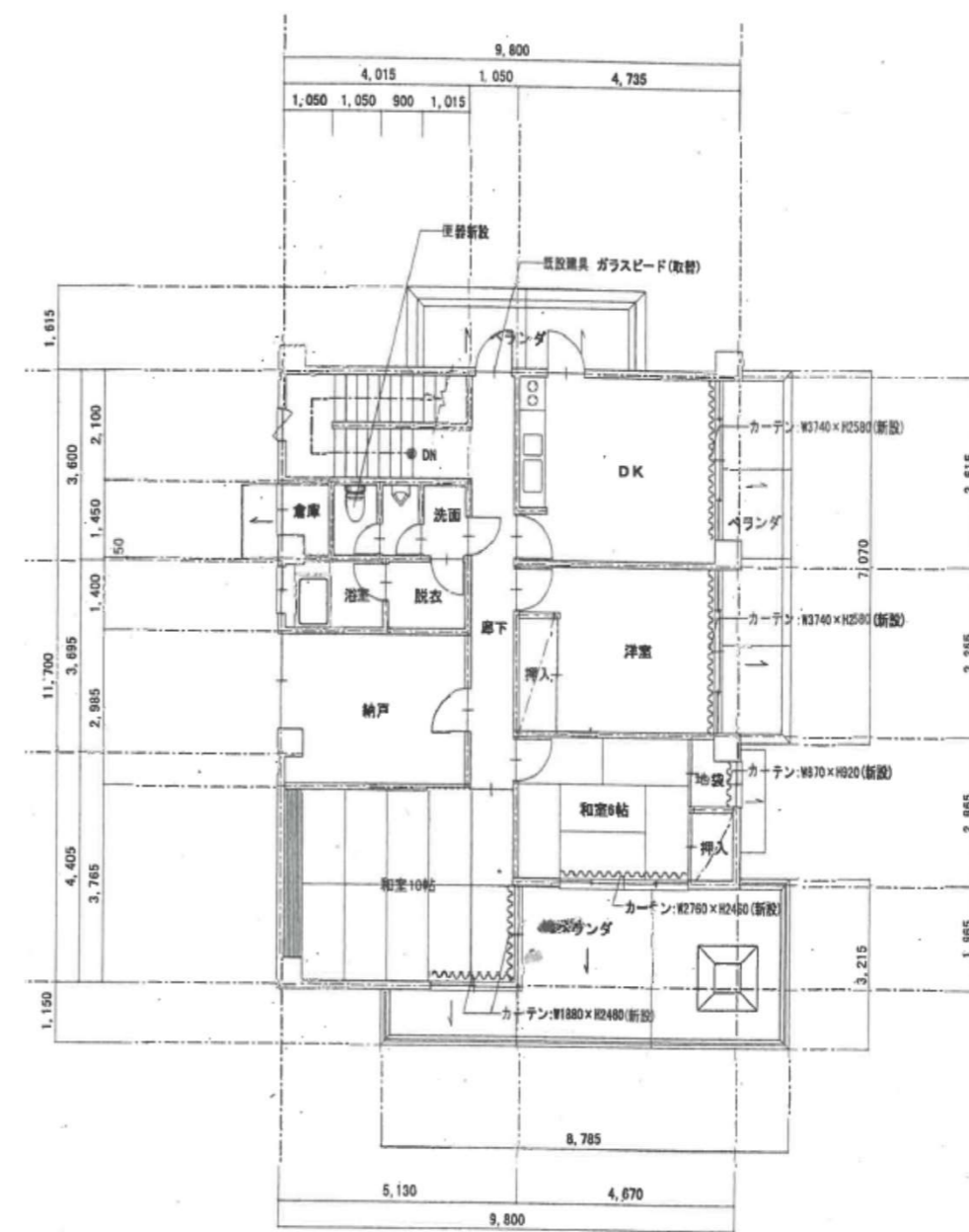
西予市三瓶町における地域医療の確保のため、診療所施設の用に供することを目的として、旧皆江診療所を無償貸付するものである。

旧皆江診療所 1F 平面図・面積計算表



| 室名 | 面積(m ²) | 計算式 |
|-------|---------------------|---|
| 診察室 | 12.93 | 3.5 m × 3.695 m = 12.933 m ² |
| 理学療法室 | 11.11 | 3.5 m × 3.175 m = 11.113 m ² |
| X線室 | 13.30 | 3.6 m × 3.695 m = 13.302 m ² |
| 操作室 | 3.30 | 2.2 m × 1.5 m = 3.300 m ² |
| 暗室 | 6.48 | 1.8 m × 3.6 m = 6.480 m ² |
| 薬品倉庫 | 2.31 | 2.2 m × 1.05 m = 2.310 m ² |
| 事務室 | 19.32 | 4.83 m × 4 m = 19.320 m ² |
| 薬局 | | |
| ホール | | |
| 玄関 | | |
| 待合室 | 14.02 | 4 m × 3.505 m = 14.020 m ² |
| 湯沸室 | 1.88 | 1.25 m × 1.5 m = 1.875 m ² |
| トイレ | 5.08 | 1.45 m × 3.505 m = 5.082 m ² |
| 廊下 | 30.24 | 1.80 m × 16.8 m = 30.240 m ² |
| 計 | 119.97 | 119.974 m ² |

旧皆江診療所 2F 平面図・面積計算表



| 室名 | 面積(m ²) | 計算式 |
|-------|---------------------|---|
| DK | 15.31 | 4.235 m × 3.615 m = 15.310 m ² |
| 洋室 | 13.78 | 4.235 m × 3.255 m = 13.785 m ² |
| 和室6帖 | 13.57 | 4.735 m × 2.865 m = 13.566 m ² |
| 和室10帖 | 19.31 | 5.13 m × 3.765 m = 19.314 m ² |
| 納戸 | 11.98 | 4.015 m × 2.985 m = 11.985 m ² |
| 浴室 | 2.94 | 2.1 m × 1.4 m = 2.940 m ² |
| 脱衣室 | 2.68 | 1.915 m × 1.4 m = 2.681 m ² |
| 倉庫 | 1.26 | 1.05 m × 1.2 m = 1.260 m ² |
| 洗面 | 1.47 | 1.015 m × 1.45 m = 1.472 m ² |
| トイレ | 2.83 | 1.95 m × 1.45 m = 2.828 m ² |
| 廊下 | 7.92 | 1.05 m × 7.54 m = 7.917 m ² |
| | | m × m = m ² |
| | | m × m = 0.000 m ² |
| | | m × m = 0.000 m ² |
| 計 | 93.06 | 93.057 m ² |

議案第7号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

1 貸付する財産の表示

| | |
|-----------|----------------|
| 種 類 | 建物 |
| 名 称 | 旧下泊小学校校舎 |
| 所 在 | 西予市三瓶町下泊785番地1 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 貸付面積 | 91.09平方メートル |
| 附属する設備・備品 | 一式 |

2 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

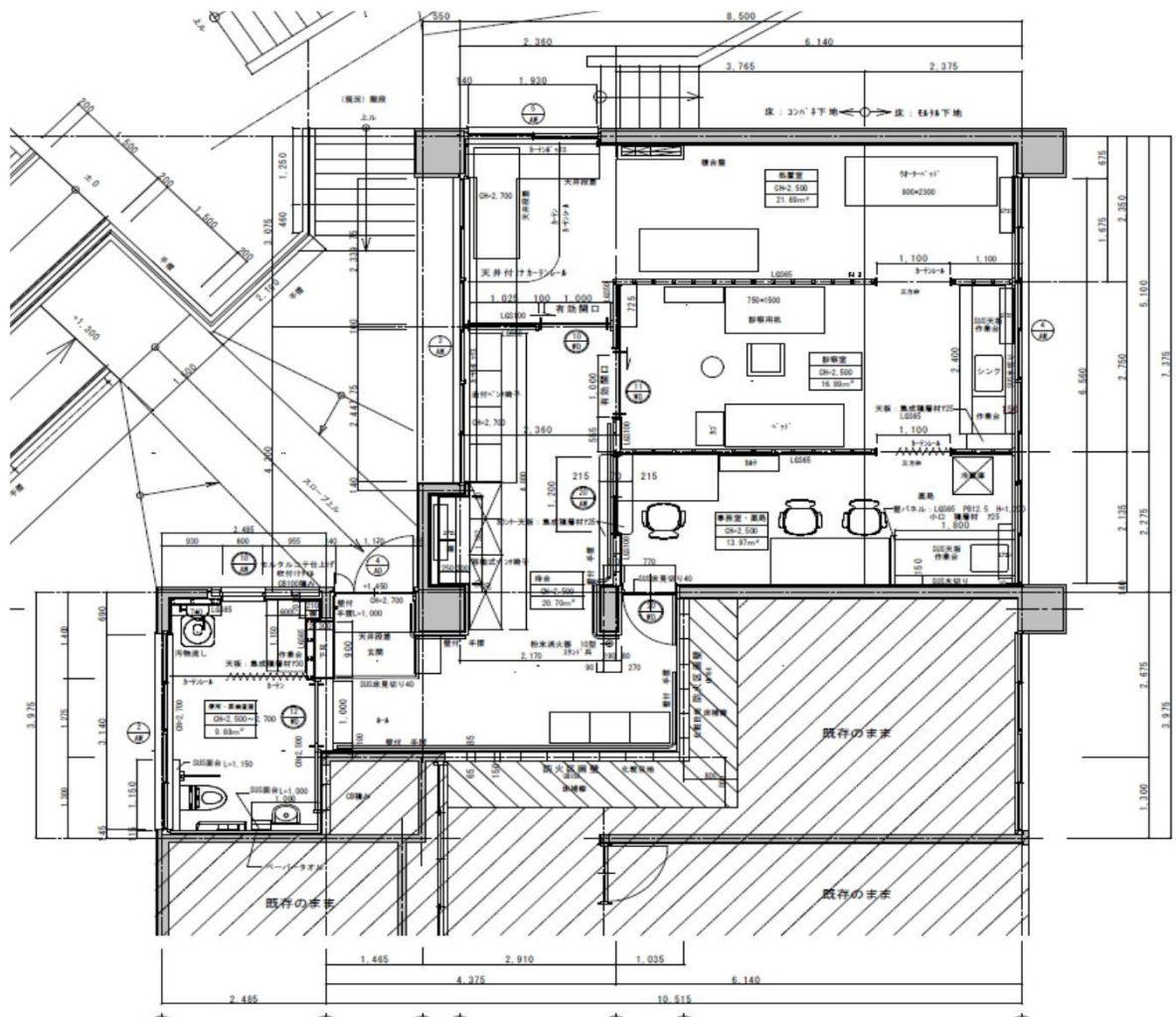
3 貸付目的 診療所施設として利用するため

4 貸付の相手方 西予市三瓶町津布理192番地
樋口 敏

提案理由

西予市三瓶町における地域医療の確保のため、診療所施設の用に供することを目的として、旧下泊小学校校舎の一部を無償貸付するものである。

旧下泊小学校校舎 平面図・面積計算表



| 室名 | 面積(m ²) | 計算式 | | |
|---------|---------------------|-----------|-----------|------------------------|
| 診察室 | 16.89 | 2.750 m × | 6.140 m = | 16.8850 m ² |
| 処置室 | 14.43 | 2.350 m × | 6.140 m = | 14.4290 m ² |
| | 8.95 | 3.075 m × | 2.910 m = | 8.9483 m ² |
| 事務室・薬局 | 13.97 | 2.275 m × | 6.140 m = | 13.9685 m ² |
| 待合室 | 12.51 | 4.300 m × | 2.910 m = | 12.5130 m ² |
| | 10.55 | 2.675 m × | 3.945 m = | 10.5529 m ² |
| 玄関・ホール | 3.92 | 2.675 m × | 1.465 m = | 3.9189 m ² |
| 便所・尿検査室 | 9.88 | 3.975 m × | 2.485 m = | 9.8779 m ² |
| 計 | 91.09 | | | 91.0935 m ² |

議案第 8 号

西予市個人情報保護法施行条例制定について

西予市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の開示請求に係る手数料の額その他個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項等について定めるため、本条例を制定するものである。

西予市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関が必要と認めた場合、実施機関の定めるところにより、費用を免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけ

ればならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、西予市個人情報保護審査会条例(令和5年西予市条例第 号)第2条に規定する西予市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(西予市個人情報保護条例及び西予市消防緊急通信指令システムに係る業務に関する個人情報保護条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 西予市個人情報保護条例(平成16年西予市条例第274号。以下「旧条例」という。)

(2) 西予市消防緊急通信指令システムに係る業務に関する個人情報保護条例(平成16年西予市条例第248号)

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項及び第11条第3項並びに第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行の際現に指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う公の施設の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は前条の規定の施行前において指定管理業務に従事していた者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 前条の規定の施行の前に行われた旧条例第12条第1項若しくは第2項の規定による開示請求、第24条第1項若しくは第2項の規定による訂正請求又は第29条第1項若しくは第2項の規定による利用停止請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報(公文書に記録されたものに限る。)を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 前条の規定の施行の際現に旧条例第38条第1項の規定により市に置かれた同条に規定する西予市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は前条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第38条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第9号

西予市個人情報保護審査会条例制定について

西予市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

個人情報の保護に関する法律に基づき保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等を行う附属機関として西予市個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものである。

西予市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、西予市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、西予市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。

(2) 西予市個人情報保護法施行条例(令和5年西予市条例第 号)第8条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、諮問に応じて、個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

(1) 諮問実施機関 法第105条第3項において準用する同条第1項により
審査会に諮問した実施機関

(2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第
1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人
情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人
情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会
に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これ
を拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情
報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理し
た資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第
1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2
項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同
法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これら
の資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の
知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、
当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審
査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をい
う。))又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付する
ものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、
その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る
資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査
会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に西予市個人情報保護条例(平成16年西予市条例第274号)第38条の規定により市に置かれた同条に規定する西予市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

議案第10号

西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

西予市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

何人にも市政情報の公開を請求できる権利を保障し、公正で開かれた市政の一層の推進に寄与するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市情報公開条例の一部を改正する条例

西予市情報公開条例(平成16年西予市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

第6条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市消防本部の管轄拡大計画に伴い、定数を拡充し人員配置に備えるため、本条例の一部を改正するものである。

西予市職員定数条例の一部を改正する条例

西予市職員定数条例(平成16年西予市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「72人」を「88人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国及び愛媛県に準じ、55歳を超える職員への昇給の取扱いを改定するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」」を「の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

普通財産の譲与又は減額譲渡及び無償貸付け又は減額貸付けの規定を見直す
ため、本条例の一部を改正するものである。

西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(平成16年西予市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体において地域的な共同活動の用に供している集会施設その他の普通財産を当該認可地縁団体に譲渡するとき。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 市が一定の用途に供する目的をもって取得した普通財産をその用途に供させるため貸し付ける場合で、市長が特に必要と認めたとき。

第4条第2項中「前項」を「前項第1号及び第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について

西予市保育所条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係する4条例の一部を改正するとともに所要の整備を行うものである。

西予市保育所条例等の一部を改正する条例

(西予市保育所条例の一部改正)

第1条 西予市保育所条例(平成16年西予市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第6条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

(西予市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第2条 西予市子ども・子育て会議設置条例(平成25年西予市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に、「第13条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(西予市認定こども園条例の一部改正)

第4条 西予市認定こども園条例(平成29年西予市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第15号

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の
一部を改正するものである。

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「非常災害対策」を「家庭的保育事業者等と非常災害対策」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその

他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後の西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第16号

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西予市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第17号

西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西予市国民健康保険条例(平成16年西予市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

安定的な医療提供体制の確保を目的として、医師の雇用形態を充実するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

西予市国民健康保険診療所条例(平成16年西予市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「職員」の次に「若しくは会計年度任用職員」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

分担金の賦課徴収の延期等に係る権限を長の権限とするため、本条例の一部を改正するものである。

西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

西予市営土地改良事業分担金徴収条例(平成16年西予市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、市議会の議決を経て」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について

西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

宿泊料等を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例

西予市野村茅葺き民家交流館条例(平成17年西予市条例第81号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

1 施設使用料(1人当たり)

| 区分 | 施設使用料(円) (4時間以内) | 追加使用料(円) (1時間ごと) | 備考 |
|--------|---|---------------------|-------|
| 大人 | 200 | 20 | 18歳以上 |
| 小人 | 無料 | 無料 | 18歳未満 |
| 物品等の販売 | 施設を利用して物品の販売等を行う場合は、売上金の20%の範囲内で市長が定める額とする。 | | |

備考 高等学校に在学する者は、小人の区分を適用する。

2 宿泊料

| 区分 | 1人1泊当たりの宿泊料(円) | 備考 |
|----|----------------|-------|
| 大人 | 7,000 | 中学生以上 |
| 小人 | 3,500 | 小学生 |

備考 小学生未満の者の宿泊料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西予市野村茅葺き民家交流館条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊について適用し、施行日前日から施行日までの宿泊については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

西予市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

証明に係る手数料を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

西予市消防手数料条例の一部を改正する条例

西予市消防手数料条例(平成16年西予市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 消防に関する証明(り災証明及び救急搬送証明を除く。)を受けようとする者は、1件につき300円の手数料を納めなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 22 号

西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

西予市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

簡易水道事業及び愛媛県条例水道等について水道料金の改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市給水条例の一部を改正する条例

西予市給水条例(平成16年西予市条例第239号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道の部中「愛媛県条例水道」の次に「等」を加え、同部1宇和町に属する地域の項及び2野村町に属する地域の項を次のように改める。

1 宇和町に属する地域

| 水道名 | 基本料金 | | | 超過料金(1m ³ 当たり) |
|-----------|------|---------------------------|--------|-----------------------------------|
| | 期間 | 水量 | 金額 | |
| 真土西簡易水道 | 1 箇月 | 0～10m ³ | 250円 | 11～29 30円 30～59 40円 60～ 60円 |
| 田苗簡易水道 | 3 箇月 | 0～10m ³ | 500円 | 50円 |
| 西山田簡易水道 | 4 箇月 | 0～10m ³ | 1,000円 | 30円 |
| 野田簡易水道 | 1 箇月 | 家事用 0～10m ³ | 880円 | 88円 |
| 明間簡易水道 | 1 箇月 | 0～10m ³ | 440円 | 33円 |
| 上成県条例水道 | 2 箇月 | 0～10m ³ | 1,000円 | 30円 |
| 土居県条例水道 | 12箇月 | — | 5,000円 | (1人当たり 500円) |
| 四道県条例水道 | 2 箇月 | 0～20m ³ | 1,000円 | 20円 |
| 横内県条例水道 | 12箇月 | — | 1,000円 | (1人当たり 4,000円) |
| 倉谷飲料水供給施設 | 1 箇月 | 0～10m ³ | 500円 | 20円 |

2 野村町に属する地域

| 水道名 | 用途区分 | 1戸又は1箇所1箇月基本水量 | 基本料金 | 超過料金(1m ³ 当たり) |
|---------|------|------------------|--------|---------------------------|
| 松溪簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 550円 | 66円 |
| 鳥鹿野簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 770円 | 88円 |
| 旭簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 880円 | 44円 |
| 長谷簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 440円 | 44円 |
| 内場簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 550円 | 55円 |
| 外場簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 550円 | 55円 |
| 中筋簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 1,705円 | 110円 |

| | | | | |
|-----------|-----|--------------------|--------|------|
| 予子林簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 715円 | 88円 |
| 三島簡易水道 | 家事用 | 8 m ³ | 880円 | 66円 |
| 天神簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 880円 | 88円 |
| 大野ヶ原簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 605円 | 77円 |
| 木落簡易水道 | 家事用 | 10m ³ | 770円 | 55円 |
| 植木簡易水道 | 家事用 | 8 m ³ | 880円 | 66円 |
| 奈良野県条例水道 | 家事用 | 10m ³ | 1,925円 | 88円 |
| 堂野窪県条例水道 | 家事用 | 10m ³ | 1,925円 | 88円 |
| 馬地県条例水道 | 家事用 | 10m ³ | 440円 | 55円 |
| 知野県条例水道 | 家事用 | 10m ³ | 1,100円 | 55円 |
| 白髭県条例水道 | 家事用 | 10m ³ | 2,200円 | 110円 |
| 旭下県条例水道 | 家事用 | 0～5 m ³ | 880円 | 165円 |
| | | 6～8 m ³ | 1,320円 | |
| 河成飲料水供給施設 | 家事用 | 10m ³ | 1,100円 | 55円 |
| 台共同給水施設 | 家事用 | 10m ³ | 1,100円 | 88円 |
| 成穂共同給水施設 | 家事用 | 10m ³ | 550円 | 55円 |
| 千代田共同給水施設 | 家事用 | 10m ³ | 770円 | 110円 |

別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道の部3城川町に属する地域の項備考を削る。

別表第3(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部中「愛媛県条例水道等」を「愛媛県条例水道」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西予市給水条例別表第1の規定は、令和5年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

議案第 23 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 終 点 | 延長(km) 幅 員(m) | 摘要 |
|----------|------------|-----------------------------------|--------------------|----|
| 4-1 | 野福2号線 | 明浜町俵津2番耕地1307番2 明浜町俵津2番耕地1302番 | 0.168 9.50~5.70 | |
| 4-2 | 野福1号線 | 明浜町俵津2番耕地1039番4 明浜町俵津2番耕地10番3 | 0.740 4.30~28.0 | |
| 4-3 | 田之筋地区148号線 | 宇和町伊崎274番1 宇和町常定寺1071番8 | 0.235 9.40~19.2 | |

提案理由

野福2号線他2路線を市道に認定するものである。

議案第24号

西予市営土地改良事業の施行について

西予市営土地改良事業を下記のとおり施行したいので、西予市営土地改良事業施行条例(平成16年西予市条例第196号)第5条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

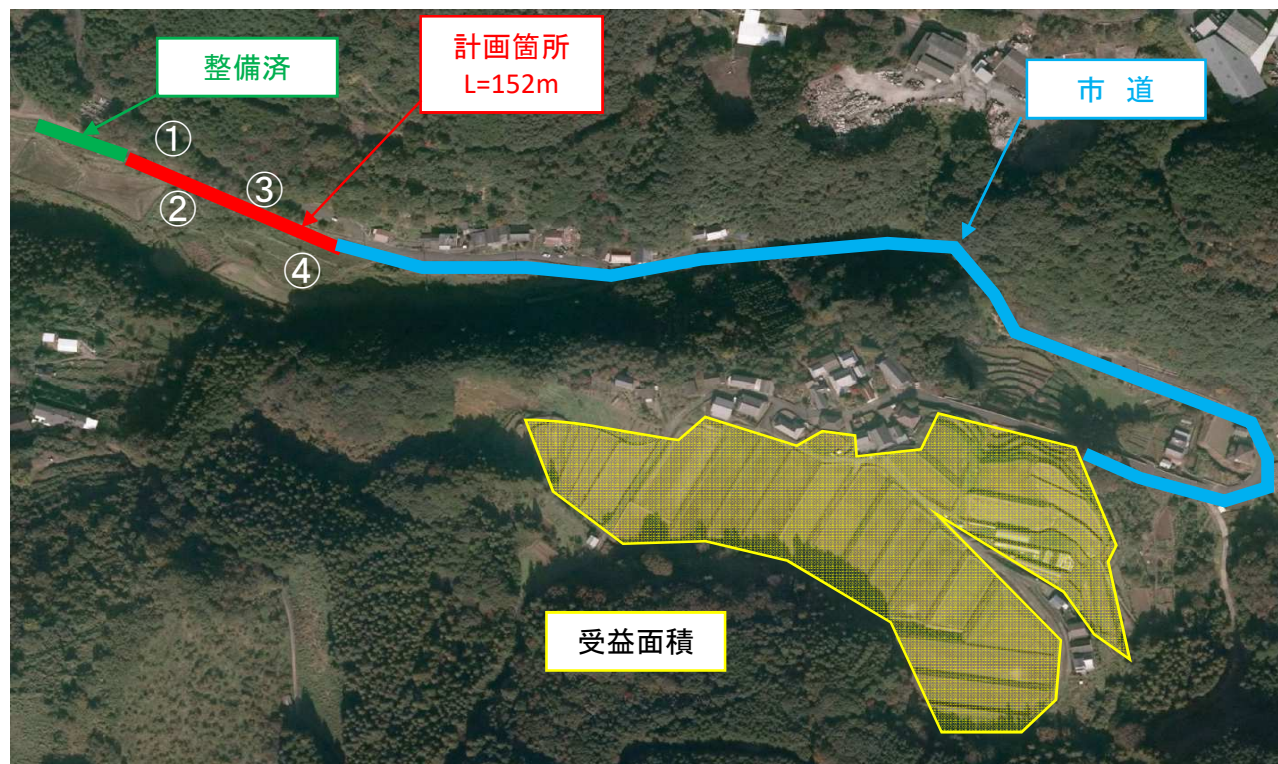
記

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 施行年度 | 令和5、6、7年度 |
| 2 事業名 | 県単独土地改良事業 |
| 3 施行場所 | 西予市野村町伊勢井谷地区 |
| 4 工事概要 | 農業用道路改良工事 L=152m 受益面積 A=4.0ha |
| 5 概算事業費 | 30,000,000円 |
| 6 施行方法 | 直営 |
| 7 計画概要図 | 別紙のとおり |

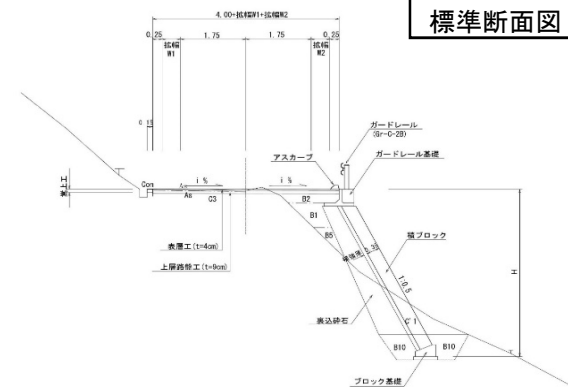
提案理由

県単独土地改良事業により、土地改良事業を施行するため、議会の議決を求めるものである。

計画概要平面図



標準断面図



現況写真



事業費の細目及び資金計画を記載した書面

(伊勢井谷地区)

(1) 事業費の細目

(円)

| 区 分 | 金 額 | 年 度 割 | | | 摘 要 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| | | 令 和 5 年 度 | 令 和 6 年 度 | 令 和 7 年 度 | |
| 工 事 費 | 30,000,000 | 10,000,000 | 15,000,000 | 5,000,000 | |
| 測 量 試 験 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 用 地 補 償 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 換 地 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 工 事 雑 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事 務 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 30,000,000 | 10,000,000 | 15,000,000 | 5,000,000 | |

(2) 資金計画

(円)

| 区 分 | 金 額 | 年 度 割 | | | 摘 要 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| | | 令 和 5 年 度 | 令 和 6 年 度 | 令 和 7 年 度 | |
| 県 費 補 助 金 | 15,000,000 | 5,000,000 | 7,500,000 | 2,500,000 | 50% |
| 市 補 助 金 | 15,000,000 | 5,000,000 | 7,500,000 | 2,500,000 | 50% |
| 地 元 負 担 金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 30,000,000 | 10,000,000 | 15,000,000 | 5,000,000 | |

議案第 25 号

西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

西予市過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新規事業の追加に伴い、本計画を変更するため、議会の議決を求めるものである。

西予市過疎地域持続的発展計画の新旧対照表

| 改 正 後 | | | | | 現 行 | | | | |
|---|-------------------------|---|----------|--------------------------------|--|---------------------------------|---------------------|----------|----|
| <p>【計画書48ページ】</p> <p>また、<u>子育てに関する</u> 諸制度を積極的に活用した日常生活支援や、自立促進、経済的支援に努めるとともに、ひとり親家庭等の諸問題に対する相談体制を整え、生活の安定と生活意欲の向上に努めます。</p> <p>【計画書50ページ】</p> <p>5. 計画</p> | | | | | <p>【計画書48ページ】</p> <p>また、ひとり親家庭の子どもやその保護者に対しては、諸制度を積極的に活用した日常生活支援や、自立促進、経済的支援に努めるとともに、ひとり親家庭の問題に対する相談体制を整え、生活の安定と生活意欲の向上に努めます。</p> <p>【計画書50ページ】</p> <p>5. 計画</p> | | | | |
| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
| 6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保育所 | 児童福祉施設整備事業（三瓶保育園改修） | 西予市 | | 6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保育所 | 児童福祉施設整備事業（三瓶保育園改修） | 西予市 | |
| | | 保育所(園)管理事業 | 西予市 | | | | 保育所(園)管理事業 | 西予市 | |
| | (3) 高齢者福祉施設 老人ホーム | 養護老人ホーム三楽園移転改築工事補助金（(福)西予総合福祉会） | 西予市 | | (3) 高齢者福祉施設 老人ホーム | 養護老人ホーム三楽園移転改築工事補助金（(福)西予総合福祉会） | 西予市 | | |
| | (3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター | 宇和福祉センター整備事業 | 西予市 | | (3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター | 宇和福祉センター整備事業 | 西予市 | | |
| | (4) 介護老人保健施設 | つくし苑介護記録システム更新事業 | 西予市 | | (4) 介護老人保健施設 | つくし苑介護記録システム更新事業 | 西予市 | | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 子ども医療費助成事業 高校卒業までの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る | 西予市 | 子育てにおける経済的な支援は、持続的な地域の発展に効果がある | (9) その他 | 児童公園整備事業 | 西予市 | | |
| (9) その他 | 児童公園整備事業 | 西予市 | | | | | | | |

改 正 後

現 行

【計画書75ページ】

【計画書75ページ】

| 持続的発展 施設区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|-------------------------------------|--|----------|---|
| 5 生活環境の 整備 | (7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 危険施設撤去 | 危険空家除却事業 市民が安心して快適な生活を営 むことが出来るよう危険空家 等の除却に対して補助金を交 付する | 西予市 | 安心安全 な生活環 境の構築 のため、危 険空家の 除去は、持 続的な地 域の発展 に効果が ある |
| | (7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 防災・防犯 | 事前復興関連整備事業（ソフト） 市の防災・危機管理体制の構築 のため計画やマニュアルの 整備、各種会議の開催、職員の 各種研修を行うとともに、他 機関が開催する研修会等に積 極的な職員の参加を促す | 西予市 | 迅速かつ 円滑な復 興まちづ くりを目 的とした 事前復興 計画の策 定等は、持 続的な地 域の発展 に効果が ある |
| 6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進 | (8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他 | 子ども医療費助成事業 高校卒業までの医療費の一部 をその保護者に助成すること により、疾病の早期発見と治 療を促進し、子どもの保健の 向上と福祉の増進を図る | 西予市 | 子育てに おける経 済的な支 援は、持 続的な地 域の発展 に効果が ある |

| 持続的発展 施設区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------------|--|----------|---|
| 5 生活環境の 整備 | (7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 危険施設撤去 | 危険空家除却事業 市民が安心して快適な生活を営 むことが出来るよう危険空家 等の除却に対して補助金を交 付する | 西予市 | 安心安全 な生活環 境の構築 のため、危 険空家の 除去は、持 続的な地 域の発展 に効果が ある |
| | (7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 防災・防犯 | 事前復興関連整備事業（ソフト） 市の防災・危機管理体制の構築 のため計画やマニュアルの 整備、各種会議の開催、職員の 各種研修を行うとともに、他 機関が開催する研修会等に積 極的な職員の参加を促す | 西予市 | 迅速かつ 円滑な復 興まちづ くりを目 的とした 事前復興 計画の策 定等は、持 続的な地 域の発展 に効果が ある |